

○ 西いぶり広域連合情報公開条例

平成 19 年 9 月 3 日
条 例 第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、西いぶり広域連合が保有する情報の一層の公開を図り、もって広域行政に対する住民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した住民主体の広域行政の推進に寄与することを目的とする。

(室蘭市条例の準用)

第 2 条 この条例の施行については、室蘭市情報公開条例（平成 8 年室蘭市条例第 1 号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の西いぶり広域連合情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により現にされている公文書の公開請求は、この条例による改正後の西いぶり広域連合情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による公文書の開示請求とみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に改正前の条例の規定によりした処分、手続その他の行為で現にその効力を有するものは、改正後の条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。